



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2016年4月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

固定資産税の課税明細書が届きます。

市町村から、固定資産の課税明細書が届く時期です。確定申告等に必要な書類ですので、失くさないよう大切に保管しておいてください。

さて、**特定空き家**を所有している方は「土地も建物も買っていないのに、今年から固定資産税が上がった！」と嘆いていらっしゃるかもしれません。以前、この事務所通信でもお伝えしましたが、「空き家対策特別措置法」が平成27年5月に施行されたからです。固定資産税は毎年1月1日時点の所有状況に応じて課税されるので、特別措置法が施行されてから、今回が初めての課税になります。

「空き家対策特別措置法」とは、空き家の固定資産税額を増やす決まりです。ただし、全ての空き家が対象になるわけではありません。倒壊の危険があったり、衛生上有害であったりする空き家が増税の対象になります。これらの空き家は「特定空き家」と呼ばれます。

特定空き家は、市町村の調査によって認定されます。認定するだけでなく市町村は所有者に対して、空き家を適切に管理したり解体したりするよう助言や指導をします。それでも改善が見られない場合に、固定資産税が増税されるのです。「空き家対策特別措置法」の目的は危険な空き家を減らすことなので、まずは空き家の適切な管理が求められます。

とはいえ、管理や解体にはお金がかかります。市町村によっては、解体費用等の一部を助成してくれる場合もあるようです。空き家のリフォームや解体などをご検討の際は一度、所有地の市町村にご相談されてはいかがでしょうか。

(飯田 記)

